

四監査第 135 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により、監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 27 日

四国中央市監査委員 安 部 弘

四国中央市監査委員 山 川 和 孝

# 監査結果報告書

## 1 準拠基準

四国中央市監査委員監査基準

## 2 監査の種類

財政援助団体等監査

## 3 監査の対象及び実施日

監査対象団体	補助金の名称	所管部局	実施日
四国中央市観光協会	四国中央市観光協会補助金	経済部 観光交通課	令和5年12月19日

## 4 監査の範囲

主として令和4年度に執行された当該補助金に係る出納その他の事務執行について

## 5 監査の期間

令和5年12月5日から12月19日まで

## 6 監査の着眼点

監査の対象となった財政援助団体の当該補助金に係る出納その他事務執行が、補助金の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかを主眼とする。

### (1) 所管部局関係

- ア 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- ウ 条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等によりなされているか。

### (2) 団体関係

- ア 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- イ 補助金等の額の算定、手続等は適正か。
- ウ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備や保存は適切か。
- オ 補助金に係る収支の会計及び精算報告は適正か。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 7 監査の実施内容

事務局職員は、財政援助団体及び所管部局から提出された関係書類、諸帳簿等により事前調査を行い、その結果について監査委員に報告する。監査委員は、財政援助団体に係る事務執行等が、その目的に沿って行われているかについて、事務局職員の報告や提出資料に基づき検証及び確認を行うとともに、関係者からの説明を聴取することにより監査を実施した。

## 8 監査の結果

監査の着眼点に基づき実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務執行は、当該財政的援助等の目的に沿って行っており、概ね適正に処理されているものと認められたが、一部に是正又は改善及び検討を要する事項が見受けられたので、四国中央市監査委員監査基準第16条第4項の規定により、以下のとおり意見を述べる。

なお、軽微なもの等については、口頭で留意または改善を促したので記述を省略する。

### 【意見】

ア 市観光協会から各地域の観光協会へ補助金を交付し、その一部を負担金として各地域から納付されている。補助金、負担金の算定根拠が明確でないので、考え方を整理するとともに、負担金の財源のあり方についても検討されたい。

イ 市と各地域の観光協会を合わせると、相当の繰越金がある。新型コロナウイルス感染症により、多くの事業が中止となった影響もあると思われるが、適正な繰越額となるよう今後の事業計画を検討されたい。

ウ 市観光協会の他に各地域に4つの観光協会があり、それぞれ当市の観光PRや各種イベントの主催・後援等を行っている。市協会で行う事業と各地域協会で行う事業の区分を明確化し、必要な財源の確保に努めるとともに、各協会の連絡を密にし、連携して市全体の観光振興に尽力願いたい。

# 四国中央市観光協会

## 団体の概要

### 1 目的

各種観光機関・諸団体と連携し、四国中央市及びその付近の文化遺跡・史跡・観光地並びに郷土民芸・土産品・産業の紹介宣伝を行うとともに、観光施設の充実を図り、内外観光客の誘致斡旋に努め、あわせて公共の福祉に寄与することを目的とする。

### 2 事務所

四国中央市役所 観光交通課内

### 3 組織（令和5年4月1日現在）

顧問 2人

役員 会長、副会長3人、監事2人、理事12人

事務局 観光協会専任職員2人

会員 三島186人、川之江288人、土居106人、新宮23人

### 4 実施事業（会則で定めている事業）

- (1) 観光資源の保護・保存・開発及び利用の促進
- (2) 観光関係諸施設の整備・改善の促進
- (3) 観光地及び観光ルートの開発並びに総合的整備の促進
- (4) 観光客・視察団等の受入体制の整備
- (5) 観光宣伝並びに資料の刊行配布
- (6) 観光に関する調査・研究・情報の収集と活用
- (7) 観光土産品の推奨及び研究改善
- (8) 観光理念の公用及び市民憩いの広場の整備・拡充
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項

## 財政援助の概要

### 1 補助金の名称及び金額

四国中央観光協会補助金 9,469,000円

### 2 事業実績

#### (1) 観光PR（広報宣伝・観光案内）

- ①四国中央市観光協会ホームページの充実
- ②四国中央市観光パンフレット等によるPR

- ③観光ボランティアガイド育成事業
- (2) 四国中央市観光協会の充実
  - ①理事会の開催
  - ②統一イベントポスターの作成
  - ③観光カレンダー2023年の作成
  - ④土居三山登山道ボランティア事業
- (3) イベントの実施・協賛・後援
  - ①第13回四国中央フォトコンテストの実施
  - ②桜まつり代替え事業
  - ③イベント後援・協賛
- (4) 市内及び広域観光ルートの策定

3 補助金に係る収支決算状況（令和4年度）

歳入総額 24,964,047円  
 歳出総額 23,869,794円  
 翌年度繰越額 1,094,253円

【歳入】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
繰越金	2,123,911	2,123,911	前年度繰越金
補助金	9,469,000	9,469,000	四国中央市補助金
委託料	5,374,600	5,374,600	四国中央市委託料 (観光案内センター運営事業)
負担金	1,740,000	1,740,000	各地域観光協会
花火負担金	0	6,143,000	各地域観光協会
雑収入	92,489	113,536	
合計	18,800,000	24,964,047	

【歳出】

(単位：円)

科目	予算額	決算額	摘要
事業費	17,440,000	23,344,581	
会議費	300,000	29,640	総会・理事会
会費	97,000	96,000	
研修費	50,000	0	
事務費	400,000	166,153	
予備費	513,000	233,420	
合計	18,800,000	23,869,794	